

三重県小学生バレーボール連盟規約

【 名 称 】

第1条 この連盟は、三重県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）と称する。

【 目 的 】

第2条 県小連は、三重県における小学生バレーボール団体の中枢機関となり、バレーボールの普及・発展と、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

【 事 業 】

第3条 県小連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三重県内における小学生のバレーボール大会の開催
- (2) バレーボールに関する講習会等の開催
- (3) ホームページ（URL <http://www.msva.jp>）の開設
- (4) その他県小連の目的を達成するために必要な事業の開催

【 組織及び構成員 】

第4条 県小連は、(財)日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、東海バレーボール連盟及び三重県バレーボール協会の下部組織として、第2条の趣旨に賛同して加盟した三重県内の小学生バレーボール団体及び総会の承認を受けて加盟した者をもって構成する。

【 役 員 】

第5条 県小連に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	1 名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	1 名
会 計	1 名	総 務 委 員 長	1 名
競 技 委 員 長	1 名	審 判 委 員 長	1 名
指 導 普 及 委 員 長	1 名	支 部 長	支部数

- 2 会長、副会長及び各委員長は、理事会で推薦し、総会において決定する。また、本項役員は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選を経て、総会において決定する。
- 4 会計は、理事会で、理事長が推薦し、総会において決定する。また、会計は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 支部長は、各支部において選出する。また、交代したときは、理事長に報告するものとする。
- 6 会長は、県小連を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- 8 理事長は、県小連の会務を統括する。また、会長又は副会長不在のときは、その職務を代行する。

- 9 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときは、その職務を代行する。
- 10 会計は、県小連の経理を担当する。また、いずれかの委員会に所属する。
- 11 総務委員長は、総務委員会を統括し、ホームページの運営・管理、(財)日本バレーボール協会加盟団体登録並びに個人登録の確認、大会要項の作成、会議及び式典に関する事務のほか、県小連の事務局として各種の案内、連絡及び調整に当たる。
- 12 競技委員長は、競技委員会を統括し、(財)日本バレーボール協会加盟団体登録並びに個人登録の確認及び上部大会への出場手続きに関する事務のほか、大会の運営、大会記録の保存及び試合用具の管理に当たる。
- 13 審判委員長は、審判委員会を統括し、大会の審判のほか、必要に応じて講習会等を開催し、審判技術の向上及び審判員の養成に務める。また、抽選会及び代表者会議に出席して競技規則の説明に当たる。
- 14 指導普及委員長は、指導普及委員会を統括し、第3条に掲げる講習会等を開催し、バレーボールの普及・振興及び技術向上に務める。
- 15 各委員長の任務は、前述のほか、次のとおりとする。
 - (1) 理事会の承諾を得て、副委員長を必要人数委嘱することができる。
 - (2) 理事長の承諾を得て、理事以外の者から委員を必要人数委嘱することができる。
 - (3) 理事長の承諾を得て、大会当日の臨時補助員を必要人数委嘱することができる。
 - (4) 役員会に副委員長の出席を要請することができる。
 - (5) 総会、役員会及び理事会の報告事項、議決事項及び連絡事項を副委員長及び必要に応じて自委員会の委員に伝達する。
- 16 支部長は、支部の窓口として、県小連と各支部との連絡に当たる。

なお、役員会、理事会及び抽選会に欠席の場合は、理事長に報告するとともに、自支部の中から代理人を出席させなければならない。また、各支部での任務は、概ね次のとおりとする。

 - (1) 自支部の(財)日本バレーボール協会加盟団体登録並びに個人登録の確認に関すること
 - (2) チーム登録料及び試合参加料の徴収に関すること
 - (3) 県大会参加申込みを取りまとめ、当該参加申込書を持参のうえ、抽選会に出席する。
 - (4) 関係者の個人情報開示の承諾に関すること
 - (5) 支部内の県小連主催及び主管大会の協力者を事前に把握する。
 - (6) 理事長の承諾を得て、大会運営のため臨時補助員を必要人数委嘱することができる。
 - (7) 役員会及び理事会の報告事項、議決事項及び連絡事項を必要に応じて自支部内の理事及び関係団体又は関係チームに伝達する。
- 17 役員は、他の役職を兼務することができる。

【 副委員長 】

- 第6条 各専門委員会に副委員長を必要人数置くことができる。
- 2 副委員長は、理事会で、委員長が推薦し、総会において決定する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代行する。
 - 4 副委員長は、委員長の要請を受け、役員会に出席して意見を述べるることができる。

【 顧問及び参与 】

第7条 県小連に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会で推薦し、総会において決定する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べることができる。

【 理 事 】

第8条 理事は、各支部において選出し、理事会の構成員となる。また、その内の1名は、支部長が当たり、県小連の役員となる。

- 2 各支部の理事の選出人数は、県小連規則で定める。
- 3 理事は、いずれかの委員会に所属する。ただし、理事長は除く。
- 4 理事は、所属委員会の運営及び大会運営に積極的に協力しなければならない。

【 監 事 】

第9条 県小連に監事を2名置く。

- 2 監事は、理事会で推薦し、総会において決定する。
- 3 監事は、県小連の会計を監査し、総会において報告する。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。
- 5 第8条の監事は、いずれかの委員会に委員として所属する。

【 任 期 】

第10条 顧問、参与、役員（支部長は除く。）、副委員長及び監事の任期は2年とする。

- 2 役員（支部長は除く。）、副委員長及び監事に欠員が生じたときは、必要に応じて、理事会において後任を選出する。ただし、補欠の役員（支部長は除く。）、副委員長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の決定事項については、次回の総会において報告する。

【 会 議 】

第11条 県小連の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
 - (2) 役 員 会
 - (3) 理 事 会
 - (4) 専門委員会
- 2 総会は、県小連の最高議決機関であり、毎年、顧問、参与、役員、副委員長、理事、監事及び登録団体の代表者若しくはそれに代わる責任者の出席をもって開催し、事業報告、決算報告、規約・規則改正、役員改選、事業計画案、予算案、報告事項等重要案件を審議し、決定する。

3 役員会は、随時、役員の出席をもって開催し、各事業の運営等総会で委任された任務の執行に関するもののほか、会長が必要と認める事項について審議し、決定する。また、必要に応じて顧問、参与及び副委員長の出席を要請することができる。

なお、緊急の場合は、各役員の持ち回り協議とすることができる。

4 理事会は、随時、理事の出席をもって開催し、総会議案、人事案件、各事業の運営等諸議案のほか、理事長が必要と認める事項について審議し、決定する。また、必要に応じて第5条第2項の役員及び会計並びに監事の出席を要請することができる。

5 専門委員会は、随時、委員の出席をもって開催し、委任された事項について審議する。また、必要に応じて関係役員及び理事の出席を要請することができる。

なお、専門委員会は、次のとおりとし、それぞれに委員長及び委員必要人数を置く。また、総会の議決を経て、副委員長を必要人数置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会

【 会議の招集及び議決 】

第12条 総会及び役員会は、会長が招集する。

なお、役員会への副委員長の出席要請については、各委員長に一任する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 総会は、登録団体の2分の1以上の団体代表者若しくはそれに代わる責任者の出席をもって成立し、その議決は、出席団体の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。また、議長及び書記については、役員をもってこれに充てる。

なお、警報の発令又は災害等の発生により、構成員の参加人数が、定数を満たしていなくても成立するものとし、該当チームの代表者及びその他の関係者には、その結果を後日報告する。

5 役員会は、役員の出席をもって成立し、その議決は、出席役員の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

6 理事会は、2分の1以上の理事の出席をもって成立し、その議決は、出席理事の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、理事長がこれを決定する。

なお、警報の発令又は災害等の発生により、構成員の参加人数が、定数を満たしていなくても成立するものとし、該当理事及びその他の関係者には、その結果を後日報告する。

【 財 務 】

第13条 県小連は、次の収入をもって運営する。

- (1) 登録料
- (2) 試合参加料
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

【 事業年度 】

第 1 4 条 県小連の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終了する。

【 登 録 】

第 1 5 条 県小連に加盟を希望する団体は、毎年、(財)日本バレーボール協会に登録しなければならない。

2 前項の登録方法及び登録料並びに各大会の申込み方法は、別に定める。

【 支 部 】

第 1 6 条 県小連に支部を置くことができる。

2 支部は男女別とし、支部名及び支部の区域は、県小連規則で定める。

【 規則への委任 】

第 1 7 条 この規約で定めたもののほか必要な事項は、県小連規則で定める。

【 規約の改正 】

第 1 8 条 この規約の改正は、総会において、出席団体の 3 分の 2 以上の議決によるものとする。

【 附 則 】

- 1 この規約は、1980年(昭和55年)4月1日から施行する。
- 2 この規約は、1991年(平成3年)4月24日一部改正する。
- 3 この規約は、1999年(平成11年)4月11日全面改正する。
- 4 この規約は、2000年(平成12年)4月16日一部改正する。
- 5 この規約は、2001年(平成13年)4月22日一部改正する。
- 6 この規約は、2002年(平成14年)4月20日一部改正する。
- 7 この規約は、2003年(平成15年)4月27日一部改正する。
- 8 この規約は、2004年(平成16年)4月25日一部改正する。
- 9 この規約は、2005年(平成17年)4月24日一部改正する。
- 10 この規約は、2006年(平成18年)4月23日一部改正する。
- 11 この規約は、2007年(平成19年)4月22日一部改正する。
- 12 この規約は、2009年(平成21年)4月26日一部改正する。
- 13 この規約は、2010年(平成22年)4月25日一部改正する。

三重県小学生バレーボール連盟規則

【 県小連関係者の責務 】

第1条 規約第2条に規定されている「青少年の健全育成に寄与する」の中には次のものを含む。

(1) チーム及び県小連役員の責務

日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）が定める『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』及び県小連が定める規約及び規則（以下「県小連規約・規則」という。）を遵守しなければならない。

競技会、交流大会、練習等において、酒気を帯びて指導してはならない。また、喫煙をするときは、当該施設の使用規定等を遵守し、適正な場所において喫煙しなければならない。

競技会、交流大会、練習等において、不作法な行為、屈辱的な行為及び暴力的な行為があってはならない。

開会式、表彰式及び閉会式に選手6名以上が上下統一された服装（ソックス・シューズは除く。）で整列しなければならない。ただし、ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。

全国大会及びブロック大会（以下「上部大会」という。）の予選会を兼ねた大会においては、途中棄権することはできないものとする。また、上部大会への推薦を受けたチームは、その出場を辞退することなく当該大会を完了する義務を負うものとする。ただし、大会中における怪我等、特別な事情がある場合を除く。

平素より選手の健康管理には十分留意しなくてはならない。また、大会当日の出発時には、選手の健康状態を再確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には十分留意すること

第2条に規定する「競技会」の開催期間中及びこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害については、県小連は、一切その責任を負わない。従って、チーム関係者は必ずスポーツ安全保険等に加入すること

上部大会に出場したチームは、大会終了後1週間以内に別紙『県外大会参加報告書』に当該大会の『大会成績表』を添付して、競技委員長に提出しなければならない。

(2) 監督、コーチ、マネージャー（以下「ベンチ・スタッフ」という。）の責務

第2条に規定する「競技会」に参加するにあたり、ベンチ・スタッフのうちの1名は、抽選会及び代表者会議に「県小連規約・規則」を持参のうえ出席しなければならない。

第3条に規定する競技規則(1)～(7)及び当該施設の使用規定等について、チーム全員に周知し、遵守させなければならない。

二都道府県以上にわたる競技会又は練習会等を開催する場合は、開催日の2か月前までに日小連に届出なければならない。

チームの概念

保護者 応援者	チーム・スタッフ	
	選手	ベンチ・スタッフ
	選手	選手

【 競 技 会 】

第2条 県小連が主催する大会は、次のとおりとする。

- (1) 夏季大会（全日本バレーボール小学生大会 三重県大会 / 兼東海バレーボール連盟
- (2) 秋季大会（アサヒグローバルカップ） 小学生大会 三重県予選）
- (3) 新人大会（アサヒグローバルカップ / 兼東海小学生バレーボール大会 三重県予選）

2 県小連が主管する大会は、次のとおりとする。

- (1) 東海バレーボール連盟小学生大会
- (2) 東海小学生バレーボール新人大会
- (3) 三重県スポーツ少年団バレーボール交流大会（全国スポーツ少年団バレーボール交流大会
- (4) みえスポーツフェスティバル・バレーボール競技 小学生の部 三重県予選）

【 競 技 規 則 】

第3条 競技規則の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 抽選会及び代表者会議における確認・決定事項
- (2) 大会要項
- (3) 県小連規約・規則
- (4) 三重県バレーボール協会規約一式 （以下「県協会規約」という。）
- (5) 日本小学生バレーボール連盟規約一式 （以下「日小連規約」という。）
- (6) (財)日本バレーボール協会制定の競技要項 （以下「JVA競技要項」という。）
- (7) (財)日本バレーボール協会制定の6人制バレーボール競技規則
（以下「6人制競技規則」という。）

2 ユニフォームは、『6人制競技規則』に規定されているもののほか、次のとおりとする。

- (1) ジャージ、パンツ、ソックスは、形状、色及びデザインが、チームで統一されていること
- (2) 掲載が義務付けられているものは、(財)日本バレーボール協会に届け出た正式なチームネーム又はチームニックネーム、ナンバー及びキャプテンマークとし、個人名は、入れることを禁止する。
- (3) ナンバーは、字幅最小限2cmで、胸部の高さは最小限10cm、背部の高さは最小限15cmとし、ジャージの中央に確認できるよう配置する。また、ナンバーは、ジャージと対照的な色と明るさが必要で、識別不可能な色とデザインは避けるものとし、縁取りのみのものは禁止する。
- (4) キャプテンマークは、縦2cm×横8cmで、胸番号の下に確認できるよう配置する。また、ジャージと対照的な色と明るさが必要で、識別不可能な色は避けるものとし、縁取りのみのものは禁止する。
- (5) 上記(1)～(4)の条件を満たしている場合は、他にチームロゴ、校章、県名、地域名称などを入れることができる。
- (6) パンツやハーフパンツの下からはみ出るようなスパッツの使用は、個人でも、全員が揃って使用している場合でも禁止する。
- (7) アンダーウエアについても、上記同様、袖などからはみ出してはならない。ただし、首元などやむを得ず見えてしまうものは、チームで統一した色のものを着用すること

- (8) 医療を目的としたサポーターやニーガードについては、規制はないが、腰に帯状に巻くサポーター類は、明らかに色が違う場合は、ユニフォームの下に着用すること

3 ベンチ・スタッフについて

- (1) ベンチに座っている限りコート上の競技者に対し指示を出すことが許される。

監督は、試合中、試合を妨害、あるいは遅延しない限り、自チームベンチ前のアタックラインの延長線からウォーム・アップ・エリアまでのフリーゾーンの範囲内では、立ったままで、あるいは歩きながらコート上の競技者に指示を与えることができる。ただし、ラリー中は所定のベンチに座っていなければならない。また、タイム・アウトの要求は、ハンドシグナルが許可条件です。言葉とあわせて明確に示すこと

監督がコート又はウォーム・アップ・エリアに近づく主たる目的は、コート上の競技者に対して、競技に必要な指示を与えるためであることを理解して行動してください。このことは、みだりに監督が立ちあがったりする行為を容認するものではありません。過度に目的から逸脱した行為に対しては、6人制競技規則に定める『不法な行為と罰則』の規定により処置します。監督を含めベンチ・スタッフが自然発生的に喜びを表す表現として偶発的に立ちあがったりする行為は、許容範囲です。しかし、監督以外のベンチ・スタッフ及び選手が毎回のように立ちあがったり、あるいはベンチから数歩前に出たりする行為は、ルール違反です。また、監督がコート上の競技者等とハイ・タッチをしたり飛んだり跳ねたりする行為や相手を威嚇する行為等もルール違反となります。

- (2) 「開会式、表彰式及び閉会式」は、指定された場所に整列するものとする。ただし、ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。
- (3) 試合中、Tシャツ、短パン、ハーフパンツ、手袋、ベンチコート等厚手の防寒着でのベンチ入りは禁止する。また、シャツはズボンの中に入れる等、身だしなみを整えなければならない。以下、ア・イ・ウ・に服装の例を示す。

ア．ベンチ・スタッフは、ネクタイをしてジャケットを着用するか、チームで統一されたトレーニングウェアを着用しなければならない。

イ．監督がジャケットを着用し、コーチ、マネージャーがチームで統一されたトレーニングウェアを着用してもよい。

ウ．プレーヤーと異なるトレーニングウェアを着用する場合は、ベンチ・スタッフは、チームで統一されたものを着用する。

- (4) 試合中、左胸部に規定の監督、コーチ、マネージャー章をそれぞれ着けなければならない。
- (5) 試合中、1名以上は、(財)日本体育協会公認スポーツ指導員、同上級指導員、同コーチ及び同上級コーチ又は(財)日本バレーボール協会並びに日本小学生バレーボール連盟が共催する全国小学生バレーボール指導者講習会の『指導者登録証』等を胸に掲げていなくてはならない。

4 選手について

- (1) プロトコール中は、ユニフォームで公式練習をしなくてはならない。
- (2) 各セットの開始にあたり、アタックライン中央からエンドラインの方向に副審に向かってサーブ順に整列すること
- (3) ジャージの裾は、パンツの中に入れなければならない。
- (4) 試合終了後の挨拶は、公式記録用紙に記載された選手全員で行う。

5 審判団（主審・副審・ラインジャッジ・記録）について

審判団として任務に当たるときは、割り当てられた任務に専念するとともに、ジャージ等任務にふさわしい服装で参加すること。（ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。）

6 試合中、「誤ったサーバーは打たさない。」を原則とするが、誤って打った場合は、チームの責任とし、直ちに相手チームにサーブ権を移行する。

7 ベンチへの持込み物品について

試合中、競技に関係のない物品をベンチに持込むことは、禁止する。ただし、健康管理上必要なものは除く。

8 応援団のマナーについて

当該施設の使用規定等を遵守し、隣接コートの試合や、周りの人たちの邪魔にならないような応援に心がける。また、鳴り物による応援については、次のとおりとする。

1 コートの場合は、ラリー中以外は使用しても良い。

複数のコートの場合は、全てのコートで試合が行われていないときのみ使用しても良い。

会場によって聞こえ方が違うので、会場担当競技委員から出される指示に従う。

9 不法な行為に対する罰則段階の取り扱いについて

(1) ベンチ・スタッフ（大人）の場合

軽度の不法な行為の1回目は、ベンチ・スタッフ（大人）に対して口頭で、副審を通じてベンチ・スタッフ（大人）に警告を与える。

警告の仕方は、審判台近くにゲームキャプテンと副審を呼び「ベンチ・スタッフ（大人）に警告を与えます。」と言う。副審は、当該チームのベンチ・スタッフ（大人）に対し、口頭による警告がなされた旨を伝える。この警告は、制裁ではなく、記録用紙に記載されない。この警告は、試合を通して有効である。しかし、不法な行為の程度によっては、1回目であっても警告を与えず、反則、退場あるいは失格の罰則が適用される場合もある。

同一試合中、同一チームのベンチ・スタッフ（大人）に2回目の軽度の不法な行為があった場合、そのベンチ・スタッフ（大人）は、反則（黄色カード）の制裁を受け、相手チームは1点を得る。

同一試合中、同一ベンチ・スタッフ（大人）に3回目の軽度の不法な行為があった場合、そのベンチ・スタッフ（大人）は、退場（赤色カード）の罰則を受ける。退場の罰則を受けたベンチ・スタッフ（大人）は、そのセットの残りの間、チームベンチ後方のペナルティーエリア内の椅子に座っていなければならない。退場となった監督は、そのセットの残りの間、監督として権利を失い、チームベンチ後方のペナルティーエリア内の椅子に座っていなければならない。

なお、地方大会等でペナルティーエリアを設置するスペースがない場合は、記録席近くに椅子を置き、そこに座らせることとする。

同一試合中、同一ベンチ・スタッフ（大人）に4回目の軽度の不法な行為があった場合、そのベンチ・スタッフ（大人）は、失格（赤色・黄色カード一緒に）となる。失格となったベンチ・スタッフ（大人）は、その試合の残りの間、競技統制区域を離れなければならない。全ての罰則は、試合を通じて有効であり、記録用紙に記録される。

同一試合中、同一競技参加者の不法な行為の繰り返しには、累進的な罰則が適用される。

（それぞれ連続して不法な行為を行った競技参加者は、より重い罰則を受ける。）

(2) 競技参加者（児童）の場合

軽度の不法な行為の1回目は、その行為がいずれのチームであっても、両チームに対して教育的指導を行う。

教育的指導の仕方は、両チームのゲームキャプテンと副審を審判台近くに呼び、指導の対象となった行為の説明を行い、今後の試合を通じて、同様な行為を繰り返さないよう教育的指導を行う。両チームのゲームキャプテンは、チームの競技参加者にその指導内容を伝える。また、副審は両チームのベンチ・スタッフ（大人）にその指導内容を伝え、今後の試合を通じて同様な行為が行われないよう指導する。

軽度の不法な行為の2回目は、競技参加者（児童）に対して口頭で、ゲームキャプテンを通じてチームに警告を与える。

警告の仕方は、審判台近くにゲームキャプテンと副審を呼び「チームに警告を与えます。」と言う。副審は、当該チームのベンチ・スタッフ（大人）に対し、口頭による警告がなされた旨を伝える。この警告は、制裁ではなく、記録用紙に記載されない。この警告は、試合を通して有効である。

軽度の不法な行為の3回目以降は、(1)ベンチ・スタッフ（大人）の場合以降を順次適用していく。ベンチ・スタッフ（大人）を競技参加者（児童）と読み替える。また、軽度の不法な行為の回数をプラス1加算して読み替える。

【 大会要項 】

第4条 「県小連が主催する大会」の要項及び上部大会への推薦要件は、役員会又は理事会において審議し、決定する。また、その概要及び確認事項は、次のとおりとする。

男子

(1) 男女共同開催とする場合の県大会への推薦チーム数の上限に関する事項について

女子

(1) 県大会への出場は、第7条に規定する「支部」の推薦とする。

(2) 各支部の県大会への推薦チーム数の上限は、次の計算式のとおりとする。また、Aの小数点以下の端数処理については、4捨5入を原則とする。

$$A = \text{当該大会の県小連の受入数} \times \text{支部の県小連登録数} \div \text{県小連の全登録数}$$

なお、県大会出場枠については、役員会又は理事会において、各支部の出場枠を決定した後は、支部のチーム数に増加があった場合でも変更しない。

(3) 夏季大会は、前年度新人大会ベスト4のチームの所属する支部を第1～第4シードとする。

(4) 新人大会は、各支部の第1推薦チームを第1～第6シード枠に抽選により配分する。

(5) 組合せは、1回戦で同一支部のチーム同士が対戦しないよう配慮する。

2 「県小連が主管する大会」の要項は、主催団体と協議のうえ、役員会において審議する。

【 登 録 】

第5条 規約第15条第2項に規定されている「登録方法」等については、次のとおりとする。

- (1) 県小連への登録は『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』に従い
(財)日本バレーボール協会の登録方法に準じてパソコン及び携帯電話からの登録のみとする。

なお、登録に関して疑義が生じた場合は、競技委員長と協議する。

チーム登録 毎年3月16日 午前9時から

- * 登録料は、年間・10,000円/1チームとし、登録が承認されたのを確認できたら速やかに支部長に納入しなければならない。また、その内訳は、三重県バレーボール協会7,000円・県小連3,000円とする。

個人登録 毎年4月1日 午前9時から

- * 登録は、県小連1人1チーム及びヤングクラブバレーボール連盟とする。
- * 登録料は、県小連・年間300円/1人とし、ヤングクラブバレーボール連盟については、別に定める。
- * 選手がJVAメンバーとして個人登録するには、加入するチームの責任者の承認が必要です。責任者の承認済みを確認後、加入コード(各チームにチーム登録時に発行されます。)を入力して登録してください。

- (2) 「県小連が主催する大会」の参加申込み(チーム登録)等について

ア. 出場を希望するチームは、定められた期日までに当該大会の「参加申込書」を提出しなければならない。また、出場を希望するチームは、支部の推薦を受けなければならない。

なお、夏季大会に出場を希望するチームは、別に配付する「都道府県大会申込書」を再度提出しなければならない。

イ. 試合参加料は、別に定める。

ウ. 同一大会におけるベンチ・スタッフについて

(ア) ベンチ・スタッフは、1名以上3名以内とし、その内1名以上は成人であり、かつ(財)日本体育協会公認スポーツ指導員、同上級指導員、同コーチ及び同上級コーチ又は(財)日本バレーボール協会並びに日本小学生バレーボール連盟が共催する全国小学生バレーボール指導者講習会の『指導者登録証』等を所持した者であること。ただし、第13条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は除く。

(イ) ベンチ・スタッフは、地区大会から県大会に至るまで、2チーム以上を兼任することはできない。ただし、監督は、同一団体に限り男子及び女子チームのマネージャーを兼任することができる。(表 1参照)

(ウ) ベンチ・スタッフの変更登録は、大会当日1日を通しての変更登録とし、当該大会の「参加申込書」と相違のあるチームは、大会当日の受付時に「ベンチ・スタッフ変更届」に変更するベンチ・スタッフのみ新・旧欄に記載し、競技委員長に提出しなければならない。ただし、第13条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は除く。

なお、第13条第3項及び第4項に規定する「罰則」を適用した者のうち、第13条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則を適用された場合は、受付時経過後でもベンチ・スタッフの変更を認める。

《注：(イ)のただし書及び(ウ)は、県小連の内規で他の団体では適用されませんので要注意》

エ．同一大会における選手について

(ア) 地区大会から県大会に至るまで、全てのチーム間において、選手の入替えはできない。

(イ) 地区大会出場のメンバーが12名に満たないチームは、満たない人数だけ同一団体の登録選手の中から補充することができる。ただし、この地区大会中、他チームから登録し、その後移籍した者及び第13条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は、これを認めない。また、補充登録は、当該大会の抽選日の前日までに所属完了を成立させておくこと

(ウ) 上部大会に出場するチームは、それぞれの大会要項を熟読し、遵守すること。また、県大会参加申込締切日までに本条の規定に従い登録を済ませているチームであり、かつ、三重県バレーボール協会が推薦したチームであること。

(3) 「県小連が主管する大会」の参加申込み(チーム登録)等については、別に定める。

【 構 成 員 】

第6条 規約第4条に規定されている「三重県内の小学生バレーボール団体」とは、次のとおりとする。

(1) 団体所在地(活動拠点施設の住所)が第7条に規定する「支部」内であること

(2) 団体を構成する選手は、第7条に規定する同一支部内に在住している者又は同一支部内の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍している者で、4月1日現在12歳未満の小学生とする。

【 理事数及び支部の設置 】

第7条 規約第8条第2項に規定されている「各支部の理事の選出人数」及び規約第16条第2項に規定されている「支部名及び支部の区域」は、次のとおりとし、登録団体は、団体所在地(活動拠点施設の住所)の支部に所属しなければならない。

種目	支部名	支部の区域(所属する市・郡又は中学校区)	理事数
男子	男子	三重県全域	3名以上
女子	北勢	四日市市・桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡	2名以上
	鈴鹿	鈴鹿市	2名以上
	伊賀	伊賀市・名張市	3名以上
	津	津市・亀山市	3名以上
	松阪	松阪市・多気郡・度会郡大紀町及び度会町	3名以上
	南勢	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡(大紀町及び度会町を除く。)	2名以上

2 前項の女子支部の区域は、原則として市又は郡を単位とする。また、隣接する市又は郡は合併することができる。

【 役員等の上部団体への派遣 】

- 第8条 三重県バレーボール協会の常任理事として理事長を、理事として副理事長を派遣する。また、同協会の各専門委員会に県小連の各委員長をそれぞれ派遣する。
- 2 東海小学生バレーボール連盟の役員として会長及び理事長を、理事として総務委員長、競技委員長及び審判委員長をそれぞれ派遣する。
 - 3 東海小学生バレーボール連盟が主催又は主管する競技会の大会役員として、理事長を派遣する。また、同競技会の大会役員として、理事長のほかに、役員、副委員長及び委員の中から若干名派遣することができる。
 - 4 日本小学生バレーボール連盟の評議員として、理事長を派遣する。
 - 5 (財)日本バレーボール協会又は日本小学生バレーボール連盟等が主催する会議及び講習会等に役員、副委員長及び委員の中から若干名派遣する。

【 旅費等諸経費 】

- 第9条 規約第11条に規定されている「会議」及び第2条第1項に規定する「県小連が主催する大会」の運営並びに第8条第2項以下に規定する「役員等の上部団体への派遣」に関する経費の支払いは、次のとおりとする。
- 2 役員会、理事会及び委員会への出席者には、旅費を支給する。また、必要に応じて食事を支給することができる。
 - 3 講習会の講師には、旅費を支給する。また、必要に応じて日当及び食事を支給することができる。
なお、講習会の講師とは、理事長又は委員長が講師として委嘱した者をいう。
 - 4 大会当日の協力者について
役員及び理事に旅費及び食事を支給する。ただし、大会当日、ベンチ・スタッフとして登録のある者は、食事のみとする。
委員長委嘱の委員及び臨時補助員に旅費、日当及び食事を支給する。ただし、大会当日、ベンチ・スタッフとして登録のある者は、日当及び食事のみとする。
支部長委嘱の臨時補助員に食事を支給する。
 - 5 第8条第2項以下に規定する「役員等の上部団体への派遣」には、必要に応じて旅費、宿泊費及び駐車料金を支給することができる。ただし、宿泊費については、県内は支給対象外とする。
 - 6 旅費は、最も経済的な公共交通機関による最寄駅間の実費を支給する。ただし、県内については、特急料金は支給対象外とする。また、自家用車による場合は、下記のとおり旅費換算する。
* 自家用車の旅費換算は、1kmあたり20円以内とし、支給額については、理事長又は会計に一任する。ただし、県内については、高速料金は支給対象外とする。また、その算定は次の計算式のとおりとする。
自家用車換算旅費 = 40円以内 × 自宅から開催地までの片道走行距離
なお、自家用車換算旅費の10円未満の端数処理及び走行距離の1km未満の端数処理については、切り上げるものとする。
 - 7 日当は、1,000円以内とし、支給額については、理事長又は各委員長に一任する。
 - 8 宿泊費及び駐車料金は、実費を支給する。
 - 9 「県小連が主管する大会」の運営に関する経費の支払いは、主催団体と協議する。

【 助成及び寄付行為等 】

第 10 条 C 級公認審判員の公認審判員章代として、該当者に代金の 2 分の 1 を助成する。

2 寄付行為は、役員会又は理事会において審議し、決定する。

3 県小連に関係する慶弔見舞は、概ね次のとおりとし、返礼は不必要とする。

対象者	役員等 会長 副会長	顧問 参与等	理事長 副理事長	県小連以 外の監事	備考	
					慶事	弔事
本人及び配偶者					祝電等	弔電又は生花

【 諸行事の中止等 】

第 11 条 「県小連が主催する大会」は、警報の発令又は災害等の発生により開催できない場合は、中止又は延期等することができるものとし、その処置は、役員会において審議し、決定する。

2 前項にかかる試合参加料は、後日精算する。

3 「県小連が主管する大会」は、警報の発令又は災害等の発生により開催できない場合は、主催団体と協議のうえ、役員会において審議する。

【 個人情報取り扱い 】

第 12 条 役員・理事及び第 5 条に規定する「登録」により県小連が知り得た個人情報のうち、次の事項については公開を原則とする。

開示事項	役員	理事	チーム 責任者	ベンチ・ スタッフ	競技者
住所					
氏名					
緊急連絡先					
メールアドレス					
指導者登録番号					
I D 番号					
背番号					
身長					
学校名					
年齢及び学年					

【 罰 則 】

第13条 第1条に規定する「県小連関係者の責務」不履行に対する処置は、役員会又は理事会において内容を十分把握するとともに、日小連等上部団体と協議しながら日小連が定める『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』及び『日小連罰則規定』に準じて、次のとおり厳罰をもって対処する。

レベル1 言葉による暴力、飲酒を伴う指導等

処置・口頭による厳重注意。支部長は、県小連に氏名及びチーム名を報告する。

レベル2 レベル1の繰り返し(レベル2以上は、支部名、氏名及びチーム名を公開する。)

処置・文書による厳重注意及び該当者に反省文を提出させる。

レベル3 体罰・暴力行為、その他指導者及び選手として相応しくない行為

処置・3か月以上の指導行為(直接指導及び間接指導をいう。)及びベンチ入りを禁止する。また、当該大会の出場を停止する。

レベル4 通院しなくてはならないような著しい体罰・暴力行為等、レベル3の繰り返し、及びレベル3の処置に対する違反行為

処置・1年以上の指導行為(直接指導及び間接指導をいう。)及びベンチ入りを禁止するとともに指導者研修会受講証明書、役職等を剥奪する。また、大会・交流会の場合は、その大会等の開催を禁止し、支部役員の反省書を提出させる。

レベル5 刑事責任を伴うような体罰・暴力事件等を起こした場合

処置・永久追放、チーム解散

(刑事責任を伴うような体罰・暴力事件等を起こした指導者は、永久追放する。また、保護者も暴力について肯定しているような場合は、チームに解散命令を出し解散させる。)

2 「抽選会」の出席確認時にベンチ・スタッフが不在のチームは、棄権とし、直ちに組合せを変更することができる。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域のチームには適用しない。ベンチ・スタッフは、抽選会開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、抽選会に関する権限を競技委員長に一任する。また、当該チームの試合参加料は、抽選会当日、支部長が納入する。

3 「代表者会議」の出席確認時にベンチ・スタッフが不在のチームの監督は、本条第1項の罰則規定を準用する。また、チームが出場停止の場合、既に納められた当該チームの試合参加料は返還しない。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域のチームには適用しない。ベンチ・スタッフは、代表者会議開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、代表者会議に関する権限を競技委員長に一任する。

4 「開会式、表彰式及び閉会式」の規定に違反のチームの監督は、本条第1項の罰則規定を準用する。また、チームが出場停止の場合、既に納められた当該チームの試合参加料は、返還しない。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域のチームには適用しない。ベンチ・スタッフは、開会式開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、開会式、表彰式及び閉会行事に関する権限を総務委員長に一任する。

【 その他の委任 】

- 第14条 この規則で定めたもののほか、必要な事項は、理事長がこれを決定する。
- 2 理事長が専決処分した事項は、次回の総会及び役員会又は理事会において報告する。

【 規則の改正 】

- 第15条 この規則の改正は、理事会で審議し、総会において決定する。

【 附 則 】

この規則は、2010年（平成22年）4月26日から施行する。

日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程

日本小学生バレーボール連盟規約第20条により、加盟団体登録規程を以下のように定める。

【チームの加盟】

- 第1条 本連盟の加盟団体は、この規程の定めるところにより、その団体及び構成員が（財）日本バレーボール協会及び各都道府県小学生バレーボール連盟（以下「都道府県小連」という。）に登録された団体（以下「登録団体」という。）でなければならない。
- 2 加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度にチーム登録を済ませ、団体所在地の都道府県小連に申請するものとする。
 - 3 登録の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

【チーム代表者】

- 第2条 チームの代表者は、JVAに個人登録された選手（以下「JVAメンバー」という。）がチーム加入を希望した場合は、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

【JVAメンバー（選手カテゴリー）】

- 第3条 登録構成員の資格は、以下のとおりとする。
- 同一都道府県の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍し、或いは在住している者で、4月1日現在12歳未満の小学生であること
 - JVAに個人登録を済ませた者であること
 - 登録は「小学生」カテゴリーにおいて、1人1団体とする。

【JVA個人登録】

- 第4条 JVAメンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録料を支払った日から、その効力が発生するものとする。
- 2 JVAメンバーは、大会及び予選会に出場する際、JVAメンバーカードを携帯し、主催者又は主管者から提示を求められたら、提示しなければならない。

【移籍】

- 第5条 登録団体（チーム代表者）は、JVAメンバーから移籍や退団の申出があった場合は、迅速に対応しなければならない。
- 2 在籍するチームの代表者が、JVAメンバーの登録抹消を承認しない場合は、抹消を申請した日から2か月を経過したとき、自動的に抹消が承認されたものとみなす。
 - 3 他のチームに移籍した者は、同一年度内は、元のチームで再登録することはできない。

【競技会への参加】

第6条 本連盟又は各都道府県小連の主催又は共催する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の構成員でなければならない。

2 他チームからの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チーム構成員として承認されても、試合に出場することはできない。

3 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）において、登録選手数が12名に満たないチームの場合は、競技会へ参加することができる。

4 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準じる。

【ベンチ役員】

第7条 本連盟及び各都道府県小連の主催又は共催する競技会への参加において、ベンチ役員のうち1名以上は、(財)日本体育協会公認スポーツ指導員、同上級スポーツ指導員、同コーチ及び同上級コーチの資格又は全国小学生バレーボール指導者講習会の受講証明書を所持し、試合中は首から提げていなくてはならない。

【懲罰】

第8条 登録に虚偽の申請をした場合及びその他本規程に反した場合又は合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟又は各都道府県小連が認めるときは、登録団体又は登録構成員に対し、登録を拒み又は取り消し、或いは一定期間の競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第9条 大会参加及び出場については、本規程のほか大会参加要項を併用して適用する。

第10条 登録団体の関係者及び登録された構成員は、(財)日本バレーボール協会制定の「チーム加盟及び個人登録規程」及び「競技者及び役員倫理規定」を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。